

学生教育研究災害傷害保険の ごあんない

本学は、教育研究活動中の不慮の災害事故補償のために「学生教育研究災害傷害保険」の賛助会員大学となり、加入受付事務などを行っています。(学生は本学入学時に自動加入となります。)

この保険のあらまし

1. 保険金が支払われる事故の範囲

本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったとき。
「教育研究活動中」とは次の場合をいいます。

① 正課中

講義、実験・実習、演習又は実技による授業(以上を総称して以下「授業」といいます。)を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

ア. 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間。

ただし、専ら被保険者の私的生活に係る場所においてこれらに従事している間を除きます。

イ. 指導教員の指示に基づき、授業の準備若しくは後始末を行っている間又は授業を行う場所、大学の図書館、資料室若しくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

ウ. 大学設置基準第28条及び大学院設置基準第15条の規定に基づき、他の大学又は短期大学の正課を履修している間。

なお、ここにいる「他の大学又は短期大学」には、外国の大学又は短期大学も含みます。

② 学校行事に参加している間

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③ ①②④以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している学校施設内にいる間。ただし、寄宿舍に在る間、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ 学校施設外で大学に届け出た課外活動(クラブ活動)中

大学の規則にのっとりた所定の手続により、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。ただし、山岳登山やハンググライダーなど危険なスポーツを行っている間、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

2. 保険金が支払われない傷害及び事故

故意、重大な過失、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害、無資格運転・酒酔い運転、施設外の課外活動で危険なスポーツを行っている間など。

3. 保険金の種類と金額

担 保 範 囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医 療 保 険 金	入 院 加 算 金
正課中、学校行事中	2,000万円	程度に応じて 120万円～3,000万円	治療日数1日以上が対象 3千円～30万円	1日につき4,000円
上記以外で学校施設内にいる間及び学校施設外で大学に届出た課外活動中	1,000万円	程度に応じて 60万円～1,500万円	○課外活動(クラブ活動)を行っている間以外で 学校施設内にいる間 治療日数4日以上が対象 6千円～30万円 ○学校施設内外を問わず、課外活動(クラブ活動)を行っている間 治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	1日につき4,000円

4. 保険料と保険期間 (保険期間は所定の修業年限にあわせます)

保険期間	保 険 料 分 担 金 適 用 区 分		
	昼 間 部	夜 間 部	通 信 教 育
1年間	650円	100円	100円
2年間	1,200円	200円	
3年間	1,800円	300円	
4年間	2,300円	400円	
5年間	2,800円	500円	
6年間	3,300円		

詳細については、本学学生支援課(学生支援担当)までお問合せください。

保険金が支払われた例

教育研究活動中

① 正課中

- 炎天下にて実習中、熱中症となり、入院を伴う治療を受けた。(1.8万円)

② 学校行事に参加している間

- 宿泊研修先で食事をし、食中毒になった。(3千円)
- 野球大会で審判をしていたところ、ボールが左目に当たり打撲を負った。(3万円)

③ ①②④以外で学校施設内にいる間

- 大学の階段で足を踏み外し、下肢を骨折。(5万円)
- 大学の教室内で机を飛び越した時に着地に失敗し、左足の親指を骨折。(3万円)

④ 学校施設外での大学に届け出た課外活動(クラブ活動)中

- スキー部の活動中、斜面で転倒し、骨折した。(11.4万円)
- 学外球技場でのラグビーの公式試合中、相手にタックルされ、左肩鎖関節を亜脱臼(5万円)

その他、詳細については公益財団法人日本国際教育支援協会HP (<http://www.jees.or.jp/>)をご参照ください。